

## 第52回全国消防救助技術大会等に係る 記念品製作等業務委託募集要項

### 1 実施主体

第52回全国消防救助技術大会等実行委員会（以下「委託者」という。）

### 2 業務名称

第52回全国消防救助技術大会等に係る記念品製作等業務

### 3 業務目的

第52回全国消防救助技術大会及び第52回消防救助技術関東地区指導会（以下「大会等」という。）のシンボルとなるロゴマークの作成、参加隊員や大会関係者、一般来場者に販売する大会記念品の製作・販売及び大会運営に関する支援を行うものとする。

なお、大会等の概要については、別添1「第52回全国消防救助技術大会等の開催概要」を参照すること。

### 4 業務委託期間

契約締結の日から令和6年9月30日までとする。

### 5 予算規模

本業務の上限額は、110,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

なお、上記金額内での提案を募集するもので契約予定金額を示すものではない。

### 6 委託業務内容

別添2「仕様書」のとおり。

なお、ここで示す仕様書は企画提案の参考となるよう暫定的に作成したもので、正式な仕様書については、委託者と優先交渉者との協議により作成する。

### 7 企画提案を求める内容

次の内容について、企画提案書を作成するものとする。

#### (1) 業務運営体制

次の項目を盛り込んだ具体的な内容を示すこと。

ア 本業務を計画的かつ安定的に実施できる業務計画

イ 本業務を円滑かつ確実に実施できる組織体制及び人員配置

- ウ 本業務に関する専門性及びノウハウの有無
- エ 本業務と同種・同類の業務を良好に手掛けた実績の有無
- (2) シンボル・ロゴマークの作成
  - 企画提案の際、シンボル・ロゴマーク（案）を提示すること。
  - なお、シンボル・ロゴマーク（案）の提示数は任意とする。
- (3) 記念品の製作・販売
  - ア 企画提案の際、記念品の一例として、Tシャツ（参加者向け・一般向け各1種類以上）及びスポーツタオル又はフェイスタオル（参加者向け・一般向け各1種類以上）のデザインを提示すること。また、当該デザイン及び品質は、大会の意義等を踏まえるとともに、大会参加者等のニーズを捉えた、大会に相応しいものとなっていること。
  - イ ア以外の記念品について、次の項目を踏まえた具体的な内容を示すこと。
    - (ア) 記念品の種類、デザイン及び品質は、大会に相応しいものとなっていること。
    - (イ) 千葉にゆかりのあるものを活用した記念品も提案すること。
  - ウ 記念品の宣伝方法及び販売方法に有効性や独自性が認められること。
- (4) 大会の運営支援
  - 金銭や物資による大会運営支援について具体的に示すこと。
- (5) その他
  - その他、独自の取組（仕様書に定めのない事項で業務に関して有意義と考えられる事項やアピールポイントなど）があれば具体的に示すこと。

## 8 参加資格要件

次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所から更生手続開始の決定がなされていない者に該当しないこと。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可がなされていない者に該当しないこと。
- (4) 千葉市物品等入札参加資格者氏名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を受けていないこと。
- (5) 千葉市暴力団排除条例（平成24年千葉市条例第36号）第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当しないこと。

## 9 参加に関する事項

### (1) スケジュール

	項目	日程
1	質疑書提出期限	令和5年12月14日(木) 17時まで
2	参加申込書の提出期限	令和5年12月15日(金)
3	企画提案書提出期限	令和5年12月26日(火)
4	プレゼンテーション及びヒアリング (企画提案の評価)	日時・場所等詳細は別途お知らせします。
5	選定結果の通知発送	
5	契約手続	

### (2) 質疑書の提出及び回答

ア 受付期間 令和5年12月14日(金) 17時まで

イ 提出方法 問い合わせ先まで、「質疑書(様式1)」を電子メールにて提出すること。また、郵送又は持参でも受け付けるものとするが、提出した旨の連絡を行うこと。

なお、電話等口頭による質問は、一切認めないものとする。

ウ 回答方法 提出された「質疑書(様式1)」の内容に応じて、文書、又は、口頭により質問者に回答する。

### (3) 参加申込書必要書類一式の提出

ア 提出期限 令和5年12月15日(金)

イ 提出場所 〒260-0854 千葉県千葉市中央区長洲1丁目2番1号  
第52回全国消防救助技術大会等実行委員会事務局  
(千葉県消防局総務部総務課内【千葉県消防局庁舎5階】)

ウ 提出方法 持参、又は、郵送(※郵送の場合は、提出期限までに必着)

エ 参加申し込みに必要な書類

(ア) 参加申込書(様式2)

(イ) 法人又は団体の概要(様式3)

(ウ) 登記事項証明書(発行後3か月以内のものに限る。)

(エ) 印鑑証明書(発行後3か月以内のものに限る。)

(オ) 市町村税、法人税、消費税及び地方消費税の納税証明書

### (4) 企画提案書の提出

ア 提出期限 令和5年12月26日(火)

イ 提出場所 〒260-0854 千葉県千葉市中央区長洲1丁目2番1号  
第52回全国消防救助技術大会等実行委員会事務局  
(千葉県消防局総務部総務課内【千葉県消防局庁舎5階】)

ウ 提出方法 持参または郵送(※郵送の場合は、提出期限までに必着)

エ 企画提案に必要な書類

(ア) 企画提案書(様式4)

(イ) 企画提案(任意様式)

※ 上記「7 企画提案を求める内容」を網羅すること。

オ 提出部数

正本1部、副本8部及び電子データを電磁的記録媒体(CD-R等)に記録したものを提出すること。

カ 作成要領

(ア) 提出書類の体裁は、日本産業規格A4で両面印刷(長辺綴じ)とする。

(イ) 書体は自由で写真、挿絵及び図表等の使用は可とする。

(ウ) 提出に当たっては、一式をクリップ等で留め、ステープラは使用しないこと。

また、ページが複数になるときは、番号を付すなどして乱丁や落丁がないよう対策を講じること。

(エ) 正本には、事業者名を記載するものとするが、公平に評価を行うため、副本(8部)には、企画提案をする事業者名が特定できる表現(会社名、ロゴ、個人名、会社所在地等)を一切記載しないこと。

(オ) 上記の方法が守られていない場合、書類を受理しないことがあるので、細心の注意を払うこと。

(5) 注意事項

各提出書類等を持参により提出する場合は、提出期間内の土・日曜日及び祝日を除く9時から17時までに行うこと。

また、提出された書類等はいずれも返却しないので注意すること。

10 選考方法

応募資格に掲げる条件をすべて満たしていることを確認したうえで、審査会において総合的に審査し、最も優れた企画提案者を優先交渉者に選定する。

(1) 実施日時 令和6年1月中旬頃を予定(別途、お知らせします。)

(2) 実施場所 千葉県消防局内(別途、お知らせします。)

(3) 実施内容

ア 企画提案者が、提出された企画提案書に沿って、プレゼンテーションを行い、審査会によるヒアリングを実施する。

なお、提出された企画提案書以外を用いることは禁止とする。

イ 企画提案者側のプレゼンテーション等の出席者は、参加申込書（様式2）に記載された担当者を含む最大3名までとする。

ウ プレゼンテーション等の実施時間は30分以内（プレゼンテーション【提案説明】20分、ヒアリング【質疑応答】10分）とする。ただし、企画提案者数に応じて変更する場合がある。

エ プレゼンテーション等の実施順については、事前に決定する。

オ 企画提案者が1者の場合、総合得点満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点を超えた場合のみ優先交渉者として選定する。

カ 審査における採点が同点の場合は、評価基準表の配点が最も高い評価項目における採点が高い企画提案者を優先交渉者とする。

なお、評価基準表の配点が最も高い評価項目の採点も同点となった場合は、以降を配点の高い順で採点が高い企画提案者を優先交渉者とする。

キ 審査の結果は、各企画提案者に対して書面により通知する。

ク 審査の方法を変更する場合は、別途通知する。

#### （4）選考基準

選考に係る基準、評価項目、配点は次のとおりとします。

各評価項目の採点に、割り振られた配分を乗じて、各評価項目の得点を算出する。

##### ア 評価基準点

評価内容	採点
特に優れた提案	5
優れた提案	4
標準的な提案	3
標準を下回る提案	2
標準を著しく下回る提案	1

##### イ 評価項目及び配点

評価項目	評価基準	配分	配点
業務運営体制 (25点)	・業務計画は、受託業務を計画的かつ安定的に実施できる内容となっているか。 ・受託業務を円滑かつ確実に実施できる組織体制及び人員配置となっているか。	×3	15

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受託業務に関する専門性及びノウハウはあるか。</li> <li>・受託業務と同種・同類の業務を良好に手掛けた実績はあるか。</li> </ul>	×2	10
シンボル、ロゴマーク作成 (15点)	・シンボル、ロゴマーク(案)は、委託者が提示する条件(※)を踏まえたデザインとなっているか。	×3	15
記念品の製作・販売 (20点)	・大会の意義等を踏まえるとともに、大会参加者等のニーズを捉えた、大会に相応しいデザイン及び品質となっているか。	×2	10
	・千葉にゆかりのあるものを活用した記念品は魅力的なものか。	×1	5
	・記念品の種類、記念品の宣伝方法及び販売方法に有効性や独自性は認められるか。	×1	5
大会の運営支援 (30点)	・金銭や物資による大会運営支援の提案内容に効果は見込めるか。	×6	30
その他 (10点)	・その他、独自の取組など特に評価すべき提案はあるか。	×2	10
合 計			100

## 1.1 選考結果

(1) 選考結果は、終了後、すべての企画提案者に対して、文書により通知する。

なお、選考結果に関する異議申し立ては一切認めません。

(2) 選定された優先交渉者と委託者との間で、具体的な契約内容等について協議した上で随意契約を行うものとするが、協議の中で企画提案内容の一部を変更することがある。

なお、優先交渉者との協議が不調に終わった場合は、次点とされた者と協議するものとする。

## 1.2 契約

(1) 契約の締結

受託者は、事務局と契約を締結し、契約内容に基づいて受託業務を実施する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書の定めるところによる。

(3) 再委託の制限

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ委託者から書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

13 留意事項

(1) 失格・無効

企画提案者又は受託者が、次のいずれかの事項に該当する場合は、失格、又は、無効とし、契約締結後であっても、当該契約を解除できるものとする。

ア 本件の関係者に対して故意に接触を図り、自社の有利を図る行為を行ったとき。

イ 他の提案者と企画提案の内容、又はその意思について、相談、開示を行ったとき。

ウ 提出書類に虚偽の記載を行ったとき。

エ 参加資格を満たしていない事実が発覚したとき。

オ 審査の公平性を害する行為や一連の公募手続きを通じて著しく信義に反する行為があり、審査会が失格と認めた場合

カ 参加申込者が、契約を履行することが困難と認められる状態に至った場合

(2) 著作権に関する事項

ア 企画提案の著作権は、企画提案者に帰属する。

イ 納入される物品等に第三者が権利を有する著作物が含まれる場合、当該著作権の使用に関する一切の手続き及び費用については、企画提案者の負担と責任において行うこととする。

ウ 企画提案者は、委託者が本件企画競争の実施に必要と認めるときは、本件企画競争の実施に必要な範囲で委託者が企画案を複製することを許諾するものとする。この場合において、委託者はあらかじめ企画提案者に通知する。

エ 企画提案者は、委託者に対し、企画提案者が企画を創作したこと及び第三者が持つ著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。

オ 受託者は、委託者に対し、本件契約に基づく成果物(以下「本著作物」

という。)に関する著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に規定する権利を含む。)を譲渡するものとする。

カ 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を委託者又は委託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。

キ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証すること。

ク 企画提案又は本著作物の利用について、第三者から権利の侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、企画提案者又は受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、委託者に何らかの損害を与えたときはその損害を賠償すること。

(3) その他

ア 本件企画競争に関する一切の費用については、企画提案者の負担とする。

イ 委託者の指示による場合を除き、提出期限を過ぎた後の書類の訂正、追加又は差し替え等の変更は一切認めない。

ウ 参加申込書(様式2)に記載された担当者は、委託者が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。

エ 委託者が提供した資料は、委託者の了解なく公表、使用することができない。

オ 参加申込書(様式2)の提出後、参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を提出すること。

14 問い合わせ先・提出先

第52回全国消防救助技術大会等実行委員会事務局 吉野

(千葉市消防局総務部総務課内)

〒260-0854 千葉市中央区長洲1丁目2番1号 千葉市消防局庁舎5階

電話 043-202-1809 FAX 043-202-1654

E-mail [somu.FPG@city.chiba.lg.jp](mailto:somu.FPG@city.chiba.lg.jp)